

## 神奈川県営水道事業審議会公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県営水道事業審議会で公募する委員（以下「公募委員」という。）の選考について必要な事項を定める。

(公募委員の募集)

第2条 公募委員の募集人数は、3人とする。

2 募集対象者は神奈川県営水道の給水区域内に在住している者とし、日本語のできる外国籍県民を含むものとする。

なお、県職員、県職員であった者、県議会議員並びに当会議を含む県の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の委員である者については、対象から除くものとする。

3 募集は、応募者本人が記入した別に定める「公募委員申込書」（様式1）及び別途指定する論題に関する小論文（様式2）の提出を受けることにより行い、小論文の字数は800字以内とする。

4 募集期間は令和6年1月12日から2月5日（必着）までとする。

(任期)

第3条 公募委員の任期は令和6年3月1日から令和8年2月28日までとする

(公募委員選考方法)

第4条 公募委員の選考は、前条第3項の規定により提出された応募書類による書類選考及び面接選考により実施する。

(選考委員の選任)

第5条 公募委員を選考するときは、選考委員を選任して行うものとする。

(選考委員の構成)

第6条 選考委員は、次の者をもってあてる。

技監兼水道部長、公民・広域連携担当部長、経営課長、計画課長、水道施設課長、浄水課長。

2 選考委員の中に、選考委員長を置く。

3 選考委員長は、技監兼水道部長をもってあてる。

4 選考の庶務は、水道部経営課において行う。

(選考)

第7条 公募委員は、募集人数の範囲内で選考委員の合議により選考する。

(選考結果の通知)

第8条 公募委員の選考結果については、選考後応募者全員に速やかに通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考の議事その他の運営に関し、必要な事項は、選考委員長が他の選考委員に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。